

廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等（案）に関する
意見の募集について（お知らせ）
（平成24年5月7日（月）～6月6日（水））

1. 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

（2）意見提出期間

平成24年5月7日（月）から6月6日（水）まで

（3）意見提出方法

電子メール、ファクシミリ又は郵送

（4）意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

2. 意見募集の結果

意見提出数 9通

整理した意見数 3件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり。

なお、本審査基準等の策定にあたり再検討した結果、第2(2)①の内容について下記のとおり修正することといたしました。

（修正前）

- ① 申請者（申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、申請者及び当該他人）が、過去3年間、生活環境の保全を目的とする法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法）に違反していない者であること。

（修正後）

- ① 申請者（申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、申請者及び当該他人）が、過去3年間、生活環境の保全を目的とする法令（廃

棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法)に違反し、処罰された者でないこと。

(修正の趣旨)

輸入の申請者(申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、申請者及び当該他人)が輸入する国外廃棄物を適正に処理できるか否かについて、当該申請者等は、その業務に関し環境法令を当然遵守しなければならない。廃棄物の輸入は、国内処理に支障が生じないよう抑制されなければならない。我が国で適正に処理されることが確認できるかどうか、より厳格に審査を行う必要があること、また、処分者が環境法令違反により処罰された場合には、産業廃棄物処分業の許可が取り消しとなり処分ができなくなることから、過去3年間に、当該申請者等が環境法令違反により処罰されていた場合には、輸入を認めないこととする。

(別紙)

廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等（案）に関する意見の募集について
（平成24年5月7日（月）～6月6日（水））

番号	意見の概要	意見に対する当省の考え方（案）	件数
1	「申請者が、過去3年間、生活環境の保全を目的とする法令に違反していない者であること」とあるが、第三者を申請者として介在させてその者から委託を受ける形にすることにより、容易にこれを免れることができってしまうので、「申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、当該他人が、過去3年間、生活環境の保全を目的とする法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法）に違反していない者であること。」という要件を加えるべきである。	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。	1
2	廃棄物は、その発生国・地域で責任を持って処分すべきであり、廃棄物輸入制度は廃止すべきである。日本は、廃棄物をその発生国・地域で処理できるよう海外支援していくべきである。	平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正においては、我が国における処理技術の向上、我が国企業の国際展開及び企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正な処理が困難だが我が国では処理可能な廃棄物に対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組を推進するため、廃棄物を輸入することができる者を拡大することとされました。この改正を受け、本審査基準を定めることとしたものです。	6

3	放射性物質を含む廃棄物が輸入されないよう、「1 国内における法の遵守」もしくは別項目において、「輸入国外廃棄物は、放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く（法第2条第3項）」と明記するよう強く求める。放射性物質を含む廃棄物等が輸入される可能性は否定できず、廃棄物の輸入許可時に廃棄物に含まれる放射性物質につきチェックを行うことは不可欠である。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	2
---	---	-----------------------------	---